

閲覧用

令和6年 第5回
神埼市農業委員会 定例総会議事録

令和6年5月2日
神埼市農業委員会

令和6年5月 第5回 神崎市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年5月2日（金）午前9時開会

2 開催場所 神崎市役所 3階大会議室

3 出欠者の状況

出席委員 11名

欠席委員 2名

農地利用最適化推進委員 18名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	野田 豊	出
3	委員	嘉村尚文	出
4	委員	宮地恆代	欠
5	委員	中原和之	出
6	委員	貞島清秀	出
7	委員	重松秀明	出
8	委員	野副高司	出
9	委員	樋口康明	欠
10	委員	井手元博	出
11	委員	島崎元次	出
12	委員	田中郁英	出
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

2番 野田 豊副会長 3番 嘉村尚文委員

日程第2 会議書記の指名

事務局 事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和

4 年法律第 5 6 号) 附則第 5 条第 1 項の規定に基づく神埼
市農用地利用集積計画 所有権移転関係について 1 件
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和
4 年法律第 5 6 号) 附則第 5 条第 1 項の規定に基づく神埼
市農用地利用集積計画 利用権設定関係について 5 6 件
議案第 5 号 非農地通知の発出について 1 件
議案第 4 号 非農地通知の発出について 1 件
報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の確認について
1 件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

6 会議の概要

(開会)

事務局長

皆様、おはようございます。

本日は農業委員はじめ、最適化推進委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本会におきましては、感染症等拡大防止に心掛け、円滑な議事の進行などご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和 6 年 第 5 回神埼市農業委員会定例総会の開催にあたり、西村会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

皆さまおはようございます。

桜の花が終わった途端に麦の穂が色づき始めまして、忙しい時期になりました。皆さまには大変お忙しい中時間を割いていただきまして本会議に参加していただきまして大変ありがとうございます。

本日はたぶん午前中いっぱいになるかと思いますが、皆さまのご協力ご審議のことよろしく願います。

それでは、只今から令和 6 年 第 5 回 神埼市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は11名です。

4番 宮地委員、9番 樋口委員より、欠席のご連絡を受けております。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

また、本日は農地利用最適化推進委員18名の方々にも定例総会よりご参加いただいております。ご意見等ありましたらともに審議していただきたいと思います。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、2番 野田副会長と 3番 嘉村委員を指名します。 よろしくをお願いします。

議 長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議 長

○日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第5号までの、5議案の 62件です。

報告は、報告第1号の 1件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いします。

(議案第1号 申請番号1番は申請者の出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

議案書の1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号1番を議案書により説明】

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

申請地の所在は、神崎市神埼町鶴 字〇〇 〇〇番〇〇の外5筆の田6筆 1, 669㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施工区域内農地であることから第1種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、〇〇で集落に接続して設置されるものに該当すると判断します。

位置図などにつきましては、2ページと3ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については融資証明書及び残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号1番について、地区担当委員のご意見ををお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者とともに、4月23日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第 1 号、申請番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第 1 号 申請番号 2 番は申請者の出席を求めず)

(議案第 1 号 農地法第 5 条関係)

議 長

次に申請番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 1 号、申請番号 2 番を議案書により説明】

申請番号 2 番、申請地の所在は、神埼町 〇〇番 〇〇の外 1 筆の田 2 筆 794㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施工区域内農地であることから第 1 種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、申請に係る土地の周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると判断します。

位置図などにつきまして 4 ページと 5 ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号 2 番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第 1 号議案の申請番号 2 番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しました。

申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、申請番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第2号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の6ページをお願いします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、議案書を基に説明】

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。今回は所有権の移転で2件ございます。

1番につきましては、不在地主の農地 畑を近隣に居住する者が家庭菜園で活用する目的で譲り受けるものであります。

位置図を 7ページに添付しております。

2番につきましては、現住所は市外となりますが、週末などは当地で営農されている農業者が、隣接地の農地転用に伴い、自らの農地の一部と交換して申請農地を譲り受けられるものであります。

位置図を 8ページに添付しております。

許可申請の要件は、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第2号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第3号 基盤強化促進法第18条第1項 所有権移転関係)

議 長

次に、議案書の9ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転関係について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部改正法の規定に基づく神埼市農用地利用集積計画 所有権移転関係について説明いたします。

これは、佐賀県の農地中間管理機構である佐賀県農業公社の受託事業で、農地の譲り渡し人の申出により、農地のあっせん売買を委ねられた農振・農用地区域内の農地について、地区担当委員などによる調整活動を経て、地域の担い手農業者などへ農地を集積・集約する目的で行うものであります。

議案書の左から、申請農地の所在、地番、地目、面積、10a当たりの価格、譲り渡し人、譲り受け人、利用目的、売買価格、そして移転や引渡の時期となっております。

1番につきましては、申出があった農振・農用地区域内の農地について、

同地域の農事組合法人の中心構成員を譲り受け予定人として売買調整が成立したもので、今回は譲り渡し人より佐賀県農業公社（佐賀県農地中間管理機構）が農地を一時買入れるものであります。

位置図は次の 10 ページに添付しております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

（質疑・応答）

（質疑等無し）

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

（採決）

議 長

これより採決します。議案第 3 号、農用地利用集積計画、所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

（議案第 4 号 基盤強化促進法 農用地利用集積計画 利用権設定関係）

議 長

次に、別冊の議案第 4 号をお願いします。

農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

（総括表の説明）

議 長

最初に、1 ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 4 号、議案書の総括表を基に説明】

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

法令に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

議案書 1 ページの総括表を説明いたします。

神埼町、新規 7 件、再設定 33 件の計 40 件 内訳は、田 79 筆の 200, 013 m²

千代田町、再設定 16 件 内訳は、田 31 筆の 58, 207.18 m²

神埼市の合計は 56 件の、田 110 筆の 258, 220.18 m²となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定された各要件を満たしていると考えます。 総括表による説明は以上です。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書 2 ページからの農用地利用集積計画、神埼町新規の申出について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 4 号、議案書を基に説明】

議案書 2 ページから 5 ページの、神埼町新規の申出について説明いたします。

申請内容は、左から、土地の所在、地番、地目、面積、10 a あたりの賃料、設定する利用権の種類、貸し付け人、借り受け人、利用目的、借賃料、設定の始期、終期となっております。

設定する内容は 5 ページにございます、田 17 筆の 42, 597 m² あります。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(最適化推進委員挙手 議長指名)

最適化推進委員

賃料が安いですね。 自分の地区はもう少し高いですが全体的に安くなっていますか。

事務局

その傾向ですが、経費も高騰しているので賃料に影響があっているようです。

議 長

私からですが、実は筑後川の向こうの城島などでは賃料無料ってことがあるそうです。受けてくれるの方の方が大事になっているのじゃないですね。そして営農にかかる電気代などは地権者が負担しているらしいんです。本当に以前とは状況が変わりましたね。

(委員同士で意見交換あり)
(他に質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

次に、議案書6ページからの農用地利用集積計画、神埼町再設定の申出について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書6ページから22ページの、神埼町再設定の申出について説明いたします。

設定する内容は22ページにございます、田62筆の 157,416㎡であります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町再設定について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

次に、議案書 23 ページからの農用地利用集積計画、千代田町再設定の
申出について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 4 号、議案書を基に説明】

議案書 23 ページから 30 ページの、千代田町再設定の申出について
説明いたします。

設定する内容は 30 ページにございます、田 31 筆の 58,207.
18 m²であります。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありま
せんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町再設定について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本件は、原案
のとおり決定します。

(議案第 5 号 非農地通知関係)

議 長

次に、別冊の議案第 5 号をご覧ください。

非農地通知の発出について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 5 号、議案書を基に説明】

議案第 5 号 非農地通知の発出について説明します。

これは、既に非農地判断した荒廃農地のうち、土地所有者などより非農地化の同意及び申請があったものについて、申請内容の確認や再度の現地確認により非農地であると判断し、正式に「非農地通知」を発出するものでございます。

議案書は左から、土地の所在、地番、地目、面積、遊休農地の区分、現地確認の状況、所有者となっております。

今回の申請につきましては 1 件の、畑 3 筆の 2, 0 6 7 m²であります。

これは、以前より現況が山林、原野化した荒廃農地であると判断していたものであります。

添付資料として、次ページ以降に位置図と現地確認の状況を添付しております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。非農地通知の発出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第 1 号をご覧ください。

報告第 1 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の確認についての報告です。事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第 1 号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
ご報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

内容は、農地中間管理事業法による賃借権設定の合意解約で、農地売買等事業を実施するために行われたものであります。 報告は以上です。

議 長

説明が終わりました。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは報告第1号については以上で終わります。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。
これをもちまして、令和6年 第5回神崎市農業委員会総会を閉会します。
ご審議ありがとうございました。

9時35分 閉 会